

報告第 1 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年９月２９日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日 令和６年４月２４日（水）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉１３９０番１０地先
- ３ 相手方 （住所）
（氏名）
- ４ 事故の概要 市が管理する市道７－００５１号線、上稲吉１３９０番
１０地先において、抉れた土の路肩に左前輪を落とし、タ
イヤ内側が舗装端にあたりタイヤ内側に穴が開きパンク
した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ９，１２５円
相手方 ９，１２４円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債
務関係がないことを確認する。